

議案第 3 号

深谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

反対討論

議案第 3 号は、令和 9 年度に予定されている県内保険税水準の統一に向け、令和 5 年度から段階的に保険税率を改定するもので、令和 8 年度分の保険税率を改定する条例です。

その内容は、令和 7 年度の所得割 11.9%から令和 8 年度には、12.66%に、均等割は、6 万 5,000 円から 7 万 8,000 円に、子ども・子育て支援金として 1,679 円がプラスされて 7 万 9,679 円になります。そして、前年度まで課税されていた資産割と平等割は廃止されます。

市のホームページで公開されている「深谷市国民健康保険運営協議会」の資料によりますとその影響額は、減額になる世帯・926 世帯見込まれていますが、増税となる世帯は国保加入世帯の約 95%、1 万 7,711 世帯です。その増税額は調定額で約 2 億 7 千万円を見込むものです。

1 世帯当たりの平均影響額は、約 1 万 4,427 円の増額となっています。

また、課税限度額が引き上げられます。医療給付費分で現行の令和 7 年度分 65 万円から令和 8 年度分として 66 万円に、後期高齢者支援金分、24 万円から 26 万円に、そして、新たに負担する子ども・子育て支援納付金分 3 万円にする国保税条例の一部改正でもあります。この課税限度額を 6 万円引き上げる影響は、医療給付費分で 301 世帯、後期高齢者支援金分で 320 世帯、子ども・子育て支援納付金分で 1 8 2 世帯、合わせて約 1,373 万円の増額を見込むものです。

深谷市国民健康保険制度に加入している世帯は、1 人世帯が 63.8%、2 人世帯が 26.7%あわせて 90.5%の世帯です。所得階層別の加入世帯では、所得ナシの世帯が 30.2%を占め、所得 200 万円未満の世帯で 76.4%を占めています。法定軽減として 7 割、5 割、2 割軽減が行われますが、昨今の諸物価高騰の中で高すぎる国保税の更なる引き上げは、市民の暮らしをますます大変にするものです。

さらに、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う支援金を国保税に上乗せしていることも問題です。子ども・子育て支援金は、少子化対策のためです。医療保険を少子化対策に流用することは、公的医療保険の目的から悦脱するものです。子ども・子育て支援金は、国保税への上乗せをやめ、国庫負担で対応すべきです。

高すぎる国保税をさらに引き上げ、市民の暮らしをますます大変にするものであること、そして、少子化対策に利用する子ども・子育て支援金を国保税に上乗せしている問題もあるので、議案第 3 号深谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例に反対します。

鈴木 三男

賛成討論

「深谷市 国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について賛成の立場で討論を行います。

本条例の改正の趣旨につきましては、議案書にあるように、埼玉県では、埼玉県国民健康保険運営方針において、全市町村が令和9年度までに、市町村標準保険税率に合わせる事を目標に掲げており本市においても、令和5年度から急激な負担増に配慮しながら、保険税率の見直しを行ってまいったわけであります。

また、令和8年度には、「子ども・子育て支援納付金」が創設され、新たに国民健康保険税のなかに組み込まれました。今回の改正は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分に係る保険税率の改定 と 医療給付費分の賦課方式を、被保険者の状況を鑑み、資産割と平等割を廃止し、所得割と均等割の2方式に変更し、将来の国民健康保険運営の健全化をはかるものであります。

少子高齢化がますます進んで行く中で、保険税負担の問題は、市民ひとり一人に関わる問題で有ります。だからこそ、長期ビジョンのなかで、国・県との連携をはかって行くべきと考えます。従って、議案第3号の「深谷市国民健康保険税条例」の一部を改正する条例に賛成するものです。

湯本 哲昭

議案第5号

深谷市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

反対討論

議案第5号深谷市特定乳幼児等通園制度の運営に関する基準を定める条例に反対の立場で討論します。議案第5号の反対理由は、このこども誰でも通園制度に反対だからです。全てのこどもに良質な成育環境を与えると、この制度は謳っています。

しかし、本制度の内容を見ると、良質な成育環境を整備しているとは言えません。では、良質な生育環境とはどういうもののでしょうか。安全な環境で、発達年齢にあった生活や遊びやが提供されること。関わる大人への信頼と愛着関係が築けること。このような環境が整えられて、初めてこどもは、安心して過ごし、遊ぶことができます。それが、良質な生育環境と言えると思います。

では、ここで現行の保育現場の状況について、少し説明をさせていただきます。日本の保育園の職員配置基準はOECD諸国と比べ、低い水準にあります。保育士は、一人ひとりの子どもに向き合いたくてもできなかつたり、時には流れ作業のように接しざるを得なかつたりします。事務をする時間も休憩もきちんと取れていないという声もよく聞きます。仕事の大変さを抱えながら働いている保育士は多く、議員の皆さんも保育士の確保の大変さの

問題はご承知のことでしょう。

現行の保育の現場でさえ大変な状況であり、保育の質、すなわち成育環境の向上のため、現場の保育士達は、職員の配置基準の改善を求めています。にも拘わらず、現行の保育より低い制度設計で、良質な生育環境は本当に保障されると思いますでしょうか。こども誰でも通園制度は、職員の有資格者の配置も保育園の半数ですが、職員の配置の現行の保育より低くなります。

具体的に言いますと、低すぎる国基準を補うため、埼玉県では1歳児の職員配置の加算制度があり、大人1人に対して子ども4人という職員配置で保育を行えるようになっています。

一方、こども誰でも通園制度は、最低基準である大人1人に対して子ども6人の配置基準です。また、こども誰でも通園制度は、子どもの命を守る上で危険度が高いことを知って頂きたいと思います。

過去の保育施設等の死亡事故など重篤事故の発生年齢は、こども誰でも通園制度の対象年齢である0歳から2歳児が8割を占めています。事故の発生時期は、預けられて30日未満に多く発生しています。

本制度では、保育施設を自由に選び変えることができますが、それは、子どもに負担を与えるだけでなく、重篤事故のリスクが高まるということを指摘します。さらに、本制度は時間単位で柔軟に預けられるとのことですが、

職員間で預かる子どもの登園時間、お迎え時間の情報共有やその確認が間違いなく実行できなければ、重大事故につながりかねません。現場の職員にも、かなりの精神的負担を強いることにもなるでしょう。

私は、全ての子育て家庭に支援は必要だと考えます。そしてそれは、安全がしっかり保障されたうえで行われるべきだと考えます。本制度はそのような制度設計ではありません。本制度は4月から全国で実施されます。始まるのが決まっているから反対しても無駄だとお考えの方もいらっしゃるでしょう。

しかし、多くの議会が、もろ手を挙げて全会一致で承認したとしないことが、今後の制度の改善につながると考えます。どうかそのためにも、ご賛同をお願いして反対討論とします。以上、反対討論とします。

佐久間 奈々

賛成討論

本議案は、令和8年度から実施される、いわゆる「こども誰でも通園制度」に対応し、特定乳児等通園支援事業の適正な運営に必要な基準を定めるものです。

この制度は、保護者の就労要件の有無にかかわらず、未就園の0歳6か月から満3歳未満児を対象に通園の機会を確保し、子どもの健やかな育ちを支えるとともに、子育て家庭の孤立防止や不安軽減にもつなげていくものです。

未就園のこどもが家庭の中だけに閉じることなく、適切な成育環境につながる機会を持つこと、そして保護者が孤立せず、安心して子育てできる環境につなげていくことには、大きな意義があります。

今回の条例は、市が独自に制度そのものをつくるものではありません。国の制度開始に合わせて、市内で事業を行う事業者について、適切な運営を確認するための基準を定めるものです。そこに定められているのは、面談、重要事項の説明と同意、利用定員の遵守、記録、苦情対応、秘密保持、事故の防止や発生時の対応など、事業を安全かつ適正に進めるために欠かせない内容です。

もちろん、慎重な意見の中で指摘される現場負担、安全面への配慮、継続的な関係づくりの必要性は、軽く見るべきではありません。実際、こども家庭庁の試行的事業の検証でも、人材確保、運営費、業務負担、継続した保護者支援、利用時間の在り方などが課題として示されています。しかし、重要なのは、公式資料がこれらの課題を理由に制度そのものを否定しているわけではない、という点です。求められているのは、制度を止めることなく、運営改善と質の確保を図りながら、より良い仕組みにしていくことです。

新しい制度ですから、始まった時点で全てが完全に整うとは限りません。だからこそ、まずは必要な基準を整え、適切な確認のもとで着実にスタートさせ、運用の中で課題を検証し、改善を積み重ねていくことが大切です。

こどもの最善の利益を守り、こどもの育ちと保護者の安心を地域で支えていくためにも、本議案には賛成すべきであると考え、議案第5号に賛成いたします。 田島 秀興

議案6号

深谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

反対討論

議案第6号深谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論します。議案第6号の反対理由は2つです。

一つは、このこども誰でも通園制度に反対だからです。

もう一つは、へき地でこども誰でも通園制度を行う事業者に対して、面積基準も保育士の配置基準も適用しないということに反対だからです。

こども誰でも通園制度の目的は、全ての子育て世帯に、良質な生育環境を整備するというものです。へき地では、職員確保が大変なので、規制緩和された福祉文教委員会質疑の中で答弁がありました。この制度を全国全ての自治体で行うことが優先され、良質な生育環境は二の次にされたということになります。

へき地であっても、子どもの安全を保障するための基準であるので守られるべきです。また、現行の保育であれば、無認可保育園には公的支出はありません。しかし、この特例は、

保育で言えば認可外保育施設指導監督基準という、最低限な保育基準を下回る保育施設にも公的資金が運営費として投入されることとなります。

私は、子どもの命を守るための最低の基準さえ守られていない施設に公的支出の前例をつくるべきではないと考えますので、本議案に反対します。 佐久間 奈々

賛成討論

議案第 6 号、深谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

今回の改正は、国の基準改正に合わせて、市の条例を整えるものであります。内容としては、特例保育、いわゆるへき地保育を行う事業者が一般型乳児等通園支援事業を行う場合に、設備や職員配置の基準について特例を設けること、あわせて文言の整理を行うものであります。

私は、この改正は大きく制度の方向を変えるものではなく、国の見直しに合わせて、市として必要な整理を行うものと受け止めております。どのような場合であっても、子どもの安全や保育の質への配慮は欠かせません。その前提に立ったうえで、今回の改正は、制度をより実情に沿って運用していくための穏当な見直しであり、市の条例として適切な整備であると考えます。以上の理由から、議案第 6 号に賛成いたします。 繫 由香

議案第 20 号

令和 8 年度深谷市一般会計補正予算

反対討論

深谷市令和 8 年度の一般会計当初予算は、前年度より 2.3%・約 15 億円増の約 669 億円となっています。昨年度に引き続き過去最大の予算規模です。

令和 7 年度に続いて子育て世帯の負担を軽減するとして、保育料の無償化を継続し、多くのみなさんが望んでいた小・中学校の給食費の無償化を実現する予算となっています。また、高齢者のみなさんも待ち望んでいた高齢者の補聴器購入補助も予算化されています。また、免許証の返納や更新をしなかった方が移動手段に、デマンドタクシーの導入を待ち望んでいます。令和 9 年度からの導入を目指す取り組みも予算化されています。

しかし、議案第 20 号 令和 8 年度深谷市一般会計当初予算に次の理由で反対します。

その 1 つは、あまりにも多額な財政調整基金の残高の問題です。令和 6 年度末の財調の残高は、約 168 億円です。本議会に提案された議案第 16 号「令和 7 年度の一般会計補正予算(第 7 号)」では、財調からの繰入金補正で 25 億 8 千万円の減額が提案されています。正確な残高は、令和 7 年度決算による剰余金処分により明確になるところですが、現在での財調の想定残高は、約 143 億円です。令和 8 年度当初予算の財調からの繰り入れ

は、約 40 億円ですが、物価の値上がりにより苦しむ市民のために、暮らし、福祉、教育、生活環境整備などの市民要求実現にもっと活用すべきと考えます。

2 つには、熊谷市や寄居町でも実施している中小業者を支援し、地域経済の振興を図る一般住宅リフォーム助成制度が予算化されていません。一般住宅のリフォーム助成制度の創設を行うべきです。

これらの市民の願いを実現できる基金を持っているにもかかわらず、予算に反映されていないので、令和年度の当初予算である議案第 20 号・令和 8 年度深谷市一般会計当初予算に反対します。

鈴木 三男

賛成討論

令和 8 年度一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

令和 8 年度予算は、予算額で、669 億 2677 万 3 千円、前年度比で 2.3%の増、令和 7 年度に引き続き増額となっております。

内容としましては、少子化対策として、安心して子供を産み育てられたための支援を行う、小児科オンライン診療・産婦人科オンライン医療相談の開始・不妊治療費補助の拡充、市民生活の安心・安全を確保する対策として、中央防災倉庫の整備設計・老朽化した花園分署、上柴分署の建て替え、マイナ保険証を活用した「マイナ救急」の導入、市民の日常生活向上の対策として、コミュニティバス「くるリン」における新たな予約システムの導入とコールセンターの充実・デマンドタクシーの導入、原郷上野台アンダーパスの令和 9 年度中の開通に向けての整備、猛暑対策として、中学校に引き続き、小学校体育館へのエアコン設置、産業振興の対策として、アグリテックアワードの推進・深谷グリーンパークの再整備・深谷ねぎやブロッコリーなどのふかやの野菜のPR、そのほかにも昨今の物価高に対する施策など、市民生活に直結する重要な施策が盛り込まれております。

世界に目を向けると、国際法を無視した力による侵略が横行し、当事者だけでなく、世界を巻き込んで市民生活を脅かしています。

そうした情勢に日本も巻き込まれ不安定な状況が続くことが予想されますが、本市としましては、誰一人取り残さない、安全安心なまちづくり、子育てしやすい環境づくり等を実現するため、令和 8 年度一般会計予算を着実に推進するべきと申し上げ、私の賛成討論いたします。

坂本 博

議案第 21 号

令和 8 年度深谷市国民健康保険特別会計予算

反対討論

議案第 21 号「令和 8 年度 深谷市国民健康保険特別会計予算」に次の理由により反対します。理由の一つは、議案第 21 号「令和 8 年度深谷市国民健康保険特別会計予算」は、議案第 3 号の保険税率引き上げと均等割りの引き上げ、そして、本来、国が直接負担すべき子ども・子育て支援金を医療保険制度である国保の加入世帯に負担させる条例改正を前提にした令和 8 年度の国民健康保険特別会計予算となっています。

二つには、深谷市の国保加入世帯の約 95%の世帯が増税となる議案第 3 号深谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例に反対したので議案第 21 号にも反対します。

三つには、とりわけ、アメリカのトランプ政権によるイランへの攻撃によって、日本経済の混乱が予想され、更なる経済不安が広がる状況にあります。国保税負担増を前提に編成された議案第 21 号「令和 8 年度 深谷市国民健康保険特別会計予算」に賛成できる状況がありません。

鈴木 三男

賛成討論

「議案第 21 号 令和 8 年度深谷市国民健康保険特別会計予算」に対し、賛成の立場で討論を行います。

賛成の一つ目として、国民健康保険制度の持続可能性を確保するための予算編成である点です。「国民健康保険の県単位化」に伴う運営方針に基づき、県への事業費納付金の支払いなど、制度運営に不可欠な経費を的確に計上するとともに、一般会計からの法定繰入金を適正に確保しています。これにより、本制度は、将来にわたり深谷市が安心して利用できる態勢が整えられていると評価いたします。

二つ目として、地域医療の支援と医療費適正化の推進です。小児科医のオンライン診察や相談、新たに始まる産婦人科医や助産師へのオンライン相談、不妊治療に係る補助などの支援のほか、特定検診・保健指導の強化により市民の健康寿命の延伸や中長期的な医療費の適正化を目指している点です。

三つ目として、保険税の収納率の向上と公平性の確保です。窓口での丁寧な納付相談や納付対策の強化が図られています。真に困難な事情がある世帯への配慮を行いつつ、滞納整理の強化など、収納率向上にむけた具体的な取組が予算に反映しています。以上、本予算は、厳しい財政状況や社会情勢を鑑みつつ、市民の「健康」と「暮らし」を守るための現実的かつ責任ある内容であると認め、賛成の討論といたします。

八須 由憲

議案第 28 号

深谷市特定乳児等通園支援の利用者負担額等に関する条例

反対討論

議案第 28 号も、こども誰でも通園制度に関する議案であり、本制度に反対ですので議案に反対します。現役の保育士にこども誰でも通園制度に対する意見を頂きましたので、紹介討論とします。

今の職員配置でもキチキチで保育しているのに、初めての、それも小さな子どもが保育園にきてしまうと、一人大人がその子の対応に取られてしまいます。

実際安全のために部屋で過ごさせても、自己主張をし始めた 1、2 歳児は噛みつきも含めとてもにぎやかです。歩きもそれぞれの発達もあり、ふらついて転ぶこともたくさんあります。何しろ全ての子どもの行動が職員の目に入っていないと危険なのです。頭の後ろに目を持って！と言われるほどです。神経を張り巡らしている状態が続くなんてことはしょっちゅうです。

こども誰でも通園制度と、聞こえはいいけれども、現場の厳しさに更に上乘せするようなことを誰が考えたのだろうかと疑問でしかありません。どうか、現場の声をたくさん聴くか、現場に何度も足を運んで頂いて、この制度が適当かどうか再考してほしいです。

以上、反対討論とします。

佐久間 奈々

賛成討論

議案第 28 号「深谷市 特定乳児等 通園支援の、利用者負担額等に関する条例」について賛成の立場で討論いたします。より良い子育て環境の充実へ、これまで試行的事業を進めてきた、親の就労要件を問わず、保育施設を利用できる「子ども誰でも通園制度」が、昨年 25 年度に制度化され、本年は国の新たな給付制度として全ての自治体で本格実施をされます。

制度創設を巡っては公明党も「子育て応援トータルプラン」で提唱し、政府の取り組みに対し、後押しをして参りました。同事業の利用時間は月 10 時間までで、利用料は国と自治体が負担する他、利用者負担からは 300 円程度を想定。本市も条例の第 3 条に記した通り、利用者負担額は一人 1 時間につき 300 円としています。

ここで改めて、この制度の意義ですが

1 つ目に同世代の子どもと関わる機会を得て子どもの発達を促す事、

2 つ目は、親の育児負担の軽減や孤独感の解消に繋げる事、を目的としています。

「子ども誰でも通園制度」は、保護者の立場からの必要性に対応するものとは異なり、子どもの良質な成育環境をサポートする観点から、大きな意義があります。

地域のつながりの希薄化が進む中、育児不安や孤独感を抱えながらも SOS を出せずにいる親も少なくありません。保護者との関りを持つ事で、悩みを軽減し、愛着

を持って育児に専念する為にも「親子通園」できる取り組みも重要と考えます。

私は以前、令和 7 年の 12 月議会でも「深谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について、賛成の立場で討論しました。

深谷市が「子ども誰でも通園制度」を開始していく事について、賛成の立場ある事から、これに関わる議案「特定乳児等通園支援の利用者負担額等に関する条例」に対しても賛成とさせていただきます。

繋 由香